

那珂川町告示第41号

那珂川町の人事行政の運営等の状況について、那珂川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年那珂川町条例第25号）第3条第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年8月30日

那珂川町長 福 島 泰 夫

人 事 行 政 の 運 営 の 状 況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

※本状況については、期日等が記載されたものを除いては、令和5年4月1日から令和6年3月31日までのものです。

(1) 職員の任用状況

① 試験・選考に関する制度の概要

競争試験は、職務の種類に応じて区分し、また、必要と認める場合は、職務の複雑と責任の度に応じて、中級試験及び初級試験を行います。また、競争試験の全部又は一部を栃木県人事委員会に委託して行うことができます。

なお、選考により採用する職については、単純な労務に雇用される者の職や法令上の資格又は特定の知識若しくは技能等を必要とする職などがあります。

② 採用試験による採用者数	11 人
③ 選考等による採用者数	0 人
④ その他の任用	0 人
⑤ 昇任の状況	
課長職（含む主幹）	5 人
課長補佐職	4 人
係長職（含む主査）	17 人

(2) 再任用制度の実施状況

① 制度の概要

定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、常時勤務を要する職に採用することができます。基本的には、1年を超えない範囲内で任期を定めることとなっています。

② 職員数	8 人
-------	-----

(3) 職員の離職状況

① 定年退職者数	0 人
② 早期退職応募による退職者数	2 人
③ 普通退職者数	5 人
④ 分限免職者数	0 人
⑤ 懲戒免職者数	0 人
⑥ 失職者数	0 人
⑦ 死亡退職者数	0 人
⑧ その他	3 人

(4) 職員の在職状況（令和6年4月1日現在）

① 職種別・年齢階層別職員数

（単位：人）

区 分	合 計	18歳未満	18・19歳	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳
合 計	217		3	19	27	29	32
一般行政職	141		2	17	17	22	17
税 務 職	13		1	1	1	2	3
医療・技術職	2				1		
看護・保健職	8				3		2
福 祉 職	29			1	2	2	7
企 業 職	12				3	2	
技能労務職	1						
教 育 職	11					1	3

区 分	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60～64歳
合 計	29	14	16	19	12	8	9
一般行政職	15	6	8	15	9	6	7
税 務 職	1	1		1	2		
医療・技術職		1					
看護・保健職			1	1			1
福 祉 職	8	5	3			1	
企 業 職	3		1	1	1		1
技能労務職						1	
教 育 職	2	1	3	1			

(5) 定員管理の状況（令和6年4月1日現在）

① 定員の状況

部 局	条 例 定 数	職 員 数	差引増減
町長の事務部局の職員	233人	163人	△ 70人
議会の事務局の職員	5人	3人	△ 2人
教育委員会事務局、学校その他教育機関の職員	79人	39人	△ 40人
選挙管理委員会の事務局の職員	兼任12人	兼任 3人	
監査委員の事務局の職員	兼任 5人	兼任 3人	
農業委員会の事務局の職員	10人（うち兼任6人）	兼任 3人	
地方公営企業法に基づく水道事業に従事する職員	14人	12人	
合 計	325人	217人	△ 112人

② 部門別職員数の推移（各年4月1日現在）

区 分 部 門		職 員 数 (人)			対前年増減数 (人)		
		令和4年	令和5年	令和6年	令和4年	令和5年	令和6年
福祉関係 除く一般 行政	議 会	3	3	3			
	総 務	47	46	46	3	△ 1	
	税 務	12	12	13			1
	農 水	16	17	16		1	△ 1
	商 工	4	4	4			
	土 木	10	9	10		△ 1	1
	小 計	92	91	92	3	△ 1	1
福祉関係	民 生	50	50	48			△ 2
	衛 生	11	12	12	3	1	
	小 計	61	62	60	3	1	△ 2
一 般 行 政 計		153	153	152	6		△ 1
特別行政	教 育	40	37	39		△ 3	2
	小 計	40	37	39		△ 3	2
公営企業等	水 道	8	8	8	1		
	下 水 道	4	4	4			
	そ の 他	12	12	14	1		2
	小 計	24	24	26	2		2
総 合 計		217	214	217	8	△ 3	3

③ 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

最小の職員数で最大の行政効果をあげることができるよう、職員数の数値目標を掲げた定員適正化計画を策定し、実施した実績値は下記のとおりです。

単位:人、%

年度	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
職員数	209	217	214	217	217	217
退職者 (早期含む)	8	15	10	7	2	
次年度新規 採用者数	16	12	13	7	2	
削減者数	-8	3	△ 3	0	0	
削減率	△ 3.8	1.4	△ 1.4	0.0	0.0	
累計削減員数	79	82	79	79	79	
累計削減率	26.3	27.3	26.3	26.3	26.3	

* 令和5年までの各データ及び令和6年職員数は実績値です。

2 人事評価の実施状況

職員一人ひとりの能力や実績を適正に評価するため、職員がその担当する業務において「その業務の遂行状況や達成状況」「その遂行課程での頑張りの努力」、及び「その遂行過程で発揮した能力」の3つに着目し評価を実施した。

3 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

※令和5年度決算額

区 分	住民基本台帳人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A
令和5年度	R6.3.31現在 人 14,403	千円 10,242,458	千円 1,070,597	千円 1,650,866	% 16.1

* 人件費には、職員の給与、特別職に支給される給料、報酬等が含まれています。

(2) 職員給与費の状況（一般会計予算）

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給 与 費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和6年度	人 197	千円 672,805	千円 108,136	千円 267,915	千円 1,048,856	千円 5,324

* 職員手当には、退職手当を含みません。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

一 般 行 政 職			技 能 労 務 職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
円 276,300	円 316,900	歳 37.7	円 330,900	円 332,900	歳 59.7

* 給与月額とは、給料及び職員手当（期末・勤勉手当等を除く。）の合計額をいいます。

(4) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		決定初任給	採用2年経過日給料額
一般行政職	大学卒	187,300円	200,900円
	高校卒	166,600円	174,900円
技能労務職	大学卒	—	—
	高校卒	164,000円	172,600円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

区 分		経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	269,500円	298,100円	345,100円
	高校卒	232,500円	267,600円	—
技能労務職	大学卒	—	—	—
	高校卒	—	—	—

(6) 一般行政職の級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
標準的な職務	主事(補)、技師(補)	主事、技師	係長、主査	課長補佐、係長	課長、主幹、課長補佐	課長、局長、主幹
職員数	30人	31人	18人	26人	15人	14人
構成比	22.4%	23.1%	13.4%	19.4%	11.2%	10.5%

＊那珂川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

＊標準的な職務とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(7) 職員手当の状況（令和6年4月1日現在）

期末勤勉手当	区 分	6 月期	1 2 月期	計
	期末手当	1.225月分	1.225月分	2.45月分
	勤勉手当	1.025月分	1.025月分	2.05月分
	職制上の段階、職務の級等による加算措置有り			
退職手当	区 分	自 己 都 合		早 期 退 職 募 集 ・ 定 年
	勤続20年	19.6695月分		24.586875月分
	勤続25年	28.0395月分		33.27075月分
	勤続35年	39.7575月分		47.709月分
	最高限度額	47.709月分		47.709月分
	定年前早期退職者に対する特例措置有り（2～45%）			
	職の職制上の段階、職務の級等による職員の区分に応じた調整額の加算有り			
特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務等に従事する職員に対して支給される手当で、滞納整理事務、用地取得等交渉業務、汚物等処理作業などがあります。			
時間外勤務手当	正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に、その勤務した時間数に応じて支給される手当です。			
扶養手当	配偶者	月	6,500 円	
	扶養親族たる子	月	10,000 円	
	扶養親族たる父母等	月	6,500 円	
	満16歳から満22歳までの子の加算	月	5,000 円	
住居手当	借家・借間（家賃月額16,000円を超える場合）	月額上限	28,000 円	
通勤手当	電車・バス通勤者	実費額		
	自家用車通勤者	月2,000円から上限31,600円まで		

(8) 勤務時間の状況

- | | |
|------------|-----------------|
| ① 1週間の勤務時間 | 38時間45分 |
| ② 1日の勤務時間 | 7時間45分 |
| ③ 執務時間 | 午前8時30分～午後5時15分 |
| ④ 休憩時間 | 正午から午後1時まで |

(9) 年次有給休暇

① 制度の概要

職員の心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図ることを目的とするもので、原則として、職員の請求する時季に有給かつ無因で与えられる年間一定日数の休暇をいいます。

② 取得状況（令和5年度）

年次有給休暇総取得日数	2,024.5 日
年次有給休暇平均取得日数	13.4 日

※派遣職員、育児休業取得者等を除く。

(10) 特別休暇

① 導入状況及び制度の概要

選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由（専ら職員側の私生活上ないしは社会生活上の事由）により職員が勤務しないことが相当である場合における休暇をいいます。特別休暇には、主なものとして、夏季休暇、慶弔休暇、母性保護休暇などがあります。

② 取得状況（令和5年度）

特別休暇総取得日数	1,809 日
-----------	---------

(11) 育児休業及び部分休業

① 制度の概要

職員の3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達する日までの期間について、育児休業をすることができます。また、職員の請求により、公務の運営に支障がないと認めるときは、職員がその3歳に満たない子を養育するため、1日の勤務時間の一部について勤務しないこと（部分休業）を承認することができます。

② 利用状況（令和5年度）

育児休業及び部分休業総取得日数	1,530 日
-----------------	---------

(12) 介護休暇

① 制度の概要

職員が配偶者等、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により一定期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいいます。

② 取得状況（令和5年度）

介護休暇取得者数	0 人
----------	-----

(13) 病気休暇

① 制度の概要

職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇をいいます。

② 取得状況（令和5年度）

病気休暇総取得日数	879 日
-----------	-------

(14) 修学部分休業・高齢者部分休業

① 制度の概要

職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、教育施設における修学のため、2年間を限度に1週間の勤務時間の一部について、勤務しないこと(修学部分休業)を承認することができます。

また、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、その職員に係る定年退職日から5年間さかのぼった日後の日で、申請において示した日からその定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について、勤務しないこと(高齢者部分休業)を承認することができます。

② 利用状況(令和5年度)

配偶者部分休業取得者数	0人
修学部分休業取得者数	0人
高齢者部分休業取得者数	0人

4 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分

① 制度の概要

職員が、勤務成績が良くない場合、心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合などに該当する場合においては、その意に反して、降任又は免職することができます。また、職員が、心身の故障のため、長期の休養を要する場合、刑事事件に関し起訴された場合に該当する場合においては、その意に反して、休職することができます。

② 分限処分の状況(令和5年度)

休職者	8人
免職者	0人

(2) 懲戒処分

① 制度の概要

職員が地方公務員法又はこれに基づく条例、規則等に違反した場合、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合に該当する場合においては、これに対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができます。

② 懲戒処分の状況(令和5年度) 1人

5 職員の服務の状況

(1) 地方公務員の服務規律の概要

職員は、住民全体の奉仕者として、公務を民主的かつ能率的に処理すべき責務を深く自覚し、法令、条例、規則等及び上司の命令に従い、誠実かつ公正に職務を遂行するものとされています。

(2) 服務規律の確保のためにとった措置の概要

「選挙時における職員の綱紀粛正について」、「夏季における職員の執務環境の向上について」、「年末年始における職員の厳正な服務規律の確保等について」など、文書による綱紀粛正に関する措置。

(3) 営利企業等の従事の状況(令和5年度)

2人

6 職員の退職管理の状況

令和5年度末に定年退職した対象職員の再就職状況

退職時職位	退職者数	再就職先				再就職者計
		町再任用職員	町会計年度職員	外郭団体等	民間企業等	
課長	0					0
主幹	0					0
係長	0					0
計	0	0	0	0	0	0

7 職員の研修の状況

研修の実施状況（令和5年度）

一般研修（職員として必要な一般的知識及び技術又は技能を修得させるために行う研修）

栃木県市町村振興協会研修	19講座	33人受講
塩谷・那須南ブロック市町村職員研修協議会研修	19講座	168人受講
町独自研修（議会傍聴研修他）	9講座	241人受講

派遣研修（国・県・その他の団体等に対し職員を派遣して行う研修）

栃木県長期研修	栃木県総合政策部市町村課	1人
	栃木県県土整備部烏山土木事務所	1人
地方税協働徴収担当派遣	栃木県矢板県税事務所	1人

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康の保持増進対策

区分	対象者	受診者数	摘要
定期健診	全職員	108人	健康診断
総合検診	30歳以上の全職員	91人	人間ドック
合計		199人	

(2) 労働安全衛生に関する事項

メンタルヘルスチェックの実施 1回

(3) 災害補償の実施状況

職員の公務上の災害について、地方公務員災害補償基金栃木県支部に加入
公務災害認定件数 0件

9 勤務条件に関する措置の要求の状況

係属事案はなく、令和4年度に新たな措置要求はなかった。

10 不利益処分に関する不服申立ての状況

令和5年度不利益処分に関する審査請求の状況 1件

11 職員からの苦情の処理の状況

該当なし